



第3号

平成27年 3月 25日

東ト協 適正化事業部

## 点呼を適正に行うために

運転者と直接コミュニケーションを取る機会である「点呼」は、安全運行の鍵を握る重要な業務です。巡回指導の際、多く見られる指摘項目としては、「アルコール検知器使用の有無」「酒気帯びの有無」等の項目不足、遠隔地乗務以外での「電話点呼」などが挙げられます。

今回は、「通常巡回の指摘項目ワースト5」から、「点呼記録簿」をみてみましょう。

### <点呼資格者要件>

点呼が実施できるのは、「**運行管理者**または**補助者**」のみです。

要件を満たしていない者が実施した点呼は、点呼を実施していないとみなされます。

補助者の要件(平成21年4月の安全規則改正により明確化)

- ・ 運行管理者資格者証取得者
- ・ 基礎講習(3日間)の修了者

※ 補助者を選任する場合には、その職務及び選任方法等について、運行管理規程に明記しておく必要があります。

### <点呼記録簿に記載しなければならない項目>

#### 【乗務前点呼】

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 事業用自動車のナンバーまたは記号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法
  - ・ アルコール検知器使用の有無
  - ・ 対面でない場合は具体的方法
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 運転者の疾病、疲労の状況
- ⑧ 日常点検の状況
- ⑨ 指示事項
- ⑩ その他必要な事項

#### 【乗務後点呼】

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 事業用自動車のナンバーまたは記号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法
  - ・ アルコール検知器使用の有無
  - ・ 対面でない場合は具体的方法
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 運転者の疾病、疲労の状況
- ⑧ 指示事項
- ⑨ その他必要な事項

平成 23 年 3 月の安全規則改正により、同年 5 月 1 日からは、アルコール検知器の使用が義務化され、点呼記録簿の記録項目に「アルコール検知器使用の有無欄」を追加することになりました。

**アルコール検知器使用の有無** ⇒ 点呼の際にアルコール検知器を使用したか否か  
(アルコール検知器使用は乗務前点呼だけではありませんのでご注意ください)。

**酒気帯びの有無** ⇒ 運転者の顔色・呼気の臭い・声の調子などをみてどうだったか。

### (様式例)

点呼記録簿														統括運行管理	運行管理者	補助者		
平成 年 月 日 曜日 天気																		
運転者名 (車両番号)	乗務前点呼						乗務途中点呼						乗務後点呼					
	点呼時間	点呼方法	検知器の使用	酒気帯び	疾病・疲労	点呼執行者名 その他必要な指示事項	点呼日時	点呼方法	検知器の使用	酒気帯び	疾病・疲労	点呼執行者名 その他必要な指示事項	点呼日時	点呼方法	検知器の使用	酒気帯び	点呼執行者名 自動車、道路 運行の状況	対替する運転者に
( )	:	対面 その他 ( )	有 無	有 無			:	対面 その他 ( )	有 無	有 無			:	対面 その他 ( )	有 無	有 無		
( )	:	対面 その他 ( )	有 無	有 無			:	対面 その他 ( )	有 無	有 無			:	対面 その他 ( )	有 無	有 無		

### <点呼の注意点>

- 点呼は、営業所にて対面で実施することが原則です（営業所と車庫が離れている場合、運行管理者または補助者が車庫に赴き、対面点呼を行うことが必要です）。
- 補助者が点呼を行う場合でも、全点呼回数の 1 / 3 以上は選任された運行管理者が行う必要があります。
- 運行管理者が事業用自動車に乗務する際は、他の運行管理者または補助者による点呼を受けなければなりません（セルフ点呼の禁止）。
- 2泊3日以上<sup>以上</sup>の運行には運行指示書を作成して携帯させるほか、「乗務途中(中間)点呼」の記録・保存が必要です。

### 《Gマーク申請サポートページについて》

適正化事業部では、平成 27 年度更新予定の会員事業所宛に、1 月 27 日付で G マーク更新のご案内を送付し、早めの準備をお願いしておりますが、更新予定事業所の皆様、準備を進めていますか。

今回、会員サポートの一環として、東京都トラック協会ホームページに「G マーク申請サポートページ」を掲載いたしました。申請に必要な資料の作成例や書式がダウンロードできますので、G マーク新規・更新申請にご活用ください。

**東京都トラック協会ホームページ → 適正化事業(Gマーク) → G マーク認定に向けて**

その他、説明会・事前相談会・巡回指導研修会などを計画しております。詳細が決定次第、「トラック時報」及び「適正化だより」にてお知らせいたします。